

岐阜県公報

第二千九百五十九号
平成三十年六月二十九日

(金曜日)

目次

規 則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

(障害福祉課) 四一六^ハ

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 四一九

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) (四一九)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(同) (四一九)

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

(同) (四二〇)

告 示

知事指定薬物の指定の失効

(薬務水道課) 四二〇

道路の区域変更

(道路維持課) 四二〇

道路の供用開始

(同) (四二一)

道路の区域変更

(同) (四二一)

保安林の指定の解除の予定

(中濃農林事務所) 四二一

訓 令 甲

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課) 四二二

選挙管理委員会委員長訓令

岐阜県選挙管理委員会事務局等処務規程の一部を改正する訓令

(選挙管理委員会) 四二二

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業・金融課) 四二三

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 四二三

保安林を指定しようとする旨の通知の要旨等

(治山課) 四二四

公共測量の実施

(用地課) 四二四

大垣都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 四二四

規 則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十八号

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式総括表の様式中

<p>原因となった 疾病・外傷名</p>	<p>交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害、疾病、その他（ ）</p>
--------------------------	--

<p>原因となった 疾病・外傷名</p>	<p>交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害、疾病、先天性、その他（ ）</p>
--------------------------	--

なお、「両眼失明」を「両眼視力障害」と、「角膜混濁」を「緑内障」と改める。別記第五号様式視覚障害の状況及び所見の様式を次のように改める。

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力						
右眼		×	D	(cyl	D	Ax	°
左眼		×	D	(cyl	D	Ax	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≦80)
左										度 (≦80)

② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

(①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)

両眼中心視野角度 (I / 2) (× 3 +) / 4 = 度

または

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右 ③ 点 (≧26dB)

左 ④ 点 (≧26dB)

(③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)

両眼中心視野視認点数 (× 3 +) / 4 =

3 現症

	右	左
前 眼 部		
中 間 透 光 体		
眼 底		

視
野
コ
ピ
ー
貼
付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタがI/4の視標によるものか、I/2の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

附則

- 1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の岐阜県身体障害者福祉法施行細則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、改正後の岐阜県身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十五号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「総務事務センター長」を「総務事務センター
ねんりんピック推進事務局総括監」に改める。

附則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十六号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四十八条の十四第二項中「第二条」を「第二条第二項」に、「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

別表第一の三知事の部本庁の項中「総務事務センター長」の下に「ねんりんピック推進事務局総括監」を加える。

附則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第四十八条の十四第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「総務事務センター長」の下に「ねんりんピック推進事務局総括監」を加える。

附則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十八号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事の部本庁の項六級の欄中「**警務員級（ハ）ター**」を「**警務員級（ハ）ター**」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百四十五号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失つので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 ニメトキシ N フェニル N
- ニ フェニルエチル（ピペリジン）

四 イルアセタミド及びその塩類（通称 Methoxyacetyl fent anyl）

2 ニ（三）（四）ヨード ニ・五 シメトキシフェニル（エチルアミノ）メチル（フェニール及びその塩類（通称ニ五 I NBOH、ニ C I NBOH）

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。

三 指定の効力を失つ日

平成三十年六月三十日

岐阜県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年六月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	高町山方線	高山市丹生川町方字向山二六三一番一五九地先から	前	五〇	九六〇	
			後	一〇六	九六〇	
		同市同町同字念で	前	五〇	三七・五	
			後	一〇六	三七・五	
同市同町同字念から	前	六〇	五〇〇			
	後	一三・七	五〇〇			

高山市丹生川町方字上野日面二八二番五地先		前	五〇〇	一三〇〇	備考 区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか
同市同町同字猿楽場二九七番五地先		後	六〇〇	一三〇〇	

岐阜県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するのて告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年六月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考 （区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	高町山方線	高山市丹生川町方字向山二六三一番一五九地先から同市同町同字猿楽場二九七番五地先まで	七三六〇	平成三〇・六・二九	平成三〇・六・二九

岐阜県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するのて告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年六月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考 （区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	岩井山停車場線	高山市山口町三九六番二二地先から同市同町三九六番六地先まで	七・六	平成三〇・六・二九	平成三〇・三・二〇

岐阜県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十七条第一項及び道路法施行令（昭和二十七年政令第百七十九号）第四条第一項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局長が道路の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年六月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において、一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後の敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	百五十八号	高山市丹生川町方字東ケ洞二七〇番一地先から同市同町同字熊ケ洞二四七番一地先まで	前 三六・五 後 二五・七	前 四八四・一 後 四八四・一	

岐阜県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次

のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所
美濃市大字片知字城山二七一五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止

三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県中濃農林事務所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十九号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第六条第六号中「その他」を削り、「認める者」の下に「別表第二知事が必要と認める者の項第一号に掲げる所屬を所管する者に限る。」を加え、「別表第二」を「同表」に改める。

第三十三条中「第七号から第十号」を「第六号から第九号」に改める。

別表第二保健所長の項中「他の健康管理医が所管する所屬」を「岐阜保健所長にあつては他の健康管理医が所管する所屬を、その他の保健所長にあつては保健所」に改め、同表その他知事が必要と認める健康管理医の項を次のように改める。

知事が必要と認める者

- 1 次各号のいずれかの所屬
総括安全衛生管理者が直接所管する所屬（本庁課、東京事務所、岐阜地域福祉事務所、犀川管理事務所並びに岐阜県民ふれあい会館、岐阜県福祉・農業会館及び岐阜県シンクタンク庁舎内の現地機関に限る。）、図書館、岐阜保健所及び希望が丘こども医療福祉センター
- 2 地区安全衛生管理者（県事務所長に限る。）が所管する所屬（総合庁舎内の現地機関に限る。）

附 則

この訓令は、平成三十年七月一日から施行する。

選挙管理委員会委員長訓令

岐阜県選挙管理委員会委員長訓令第一号

事 務 局
各地方事務局

岐阜県選挙管理委員会事務局等処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会事務局等処務規程の一部を改正する訓令

岐阜県選挙管理委員会事務局等処務規程（昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会委員長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「第二十五条の規定に基づき」を「第二十三条の六に規定する」に、「取扱いの是正の申出に対する処理等」を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号中「の規定に基づき」を「に規定する」に、「訂正の請求」を「訂正請求」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号中「の規定に基づき」を「に規定する」に、「管理する」を「保有する」に、「又は磁気テープ等に記載されている」を「に記録されている」に、「第七号」を「第十号」に、「開示の請求」を「開示請求」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号中「岐阜県情報公開条例（平成六年岐阜県条例第二十二号）」を「岐阜県情報公開条例（平成十二年岐阜県条例第五十六号）」に、「第十条の規定に基づき」を「第十二条に規定する」に、「管理する公文書」を「保有するもの」に、「公開の請求」を「公開請求」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の二第一項、第十七条第三項及び第十九条の二第一項の規定による公表に関すること。

五 政治資金規正法第十九条の十六に規定する少額領収書等の写しの開示等に関すること。

六 政治資金規正法第二十条の二第二項に規定する報告書等の閲覧及び写しの交付に関すること。

第六条第二号中「第十条の規定に基づき」を「第十二条に規定する」に、「管理する公文書」を「保有するもの」に、「公開の請求」を「公開請求」に改め、同条第三号中「の規定に基づき」を「に規定する」に、「管理する」を「保有する」に、「又は磁気テープ等に記載されている」を「に記録されている」に、「開示の請求」を「開示請求」に改め、同条第四号中「の規定に基づき」を「に規定する」に、「訂正の請求」を「訂正請求」に改め、同条第五号中「第二十五条の規定に基づき」を「第二十三条の六に規定する」に、「取扱いの是正の申出に対する処理等」を「利用停止請求に対する決定等」に改め、同条第六号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年六月二十九日から施行する。

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年六月二十九日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ザ・ビッグ可児御嵩店

可児郡御嵩町上恵土九五六 外

二 意見の概要

御嵩町長の意見

・ 交通について

・ 騒音対策について

・ その他

（届出事項 新設）

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
柿之木戸用水2期地	大 垣 市 役 所	平成三〇・六・二九から 同 七・三〇まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
榑俣北部地区	輪之内町役場	平成三〇・六・二九から 同三〇・七・三〇まで

保安林を指定しようとする旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知について、通知の相手方の所在が不明なので、同法第八十九条の規定によりその要旨等を次のとおり公示する。

なお、平成三十年六月二十九日から十四日間当該通知の内容を、山県市役所掲示場において掲示する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林

(一) 所在場所

山県市葛原字梳田二〇六〇、二〇六八

(二) 登記簿上の担当権者の住所及び氏名

山県市葛原四四四三番地の一 保証責任葛原信用購買販売組合

二 通知の要旨

(一) 農林水産大臣から保安林を指定しようとする旨の通知があったこと。

(二) 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件

三 関係書類の閲覧場所

岐阜県林政部治山課及び山県市役所

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃市

二 作業種類

公共測量（数値図化、数値修正、数値地形図データ更新）

三 作業期間

平成三十年五月二十三日から
平成三十一年二月二十七日まで

四 作業地域

美濃市

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画下水道
大垣市公共下水道
縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

平成三十年六月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社